

## STACY 設工認申請書の記載に係る拠点審査の状況及び改善策について

令和5年4月25日  
日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

## 1. はじめに

令和5年1月31日の管理官面談にて、STACYが申請した設工認（実験用装荷物の製作及びデブ  
リ模擬炉心の新設）の記載内容が不十分であり、機構内で何を審査/確認した上で申請したのか指摘  
があり、改善要求を受けた。2月14日の管理官面談にて改善策について説明を行い、拠点での審査  
の状況を踏まえた改善策を示すよう指示を受けたため、以下にその対応状況を示す。

## 2. 原子力科学研究所における審査の状況

STACY 設工認申請書については、施設担当課（臨界技術第1課）での申請書作成の後、部内審査  
機関（臨界ホット試験技術部品品質保証委員会）での審査を経て、所内審査（原子炉施設安全審査委  
員会）を受審している。各段階での審査（確認）内容は以下のとおりである。

## 2.1 課内確認

課内文書である「許認可申請書等の作成・チェック要領」に基づき、許認可資料の作成・  
チェックに係る手順を定め、チェックシートを用いて以下の確認を行っている。

- ・ 申請書等の申請範囲、変更及び修正内容が適切であることの確認
- ・ 変更の目的、内容、範囲等を明示した計画書に照らし、申請書類の内容に漏れがないこ  
との確認
- ・ 関係法令、条番号及び項目が正しいことの確認

ただし、これらは申請書（及び計画書）の内容についての適切性の確認に留まっており、  
今回の事例のように記載が不十分な場合の確認としては不足があった。

## 2.2 部内審査

部内審査においては、記載内容の技術的妥当性（申請書本文のうち設計条件、設計仕様、  
工事の方法及び添付書類のうち技術基準規則適合性、計算条件、計算方法、計算結果の内容  
並びにこれらの記載が適切であること）を審査している。申請内容の記載不十分に係るチェ  
ックとしては、課内審査が適切に行われていることの確認となっており、部内審査において  
独自のチェックシート等は作成していない。

## 2.3 所内審査

所内審査においては、記載内容の技術的妥当性（申請書本文のうち設計条件、設計仕様、  
工事の方法及び添付書類のうち技術基準規則適合性、計算条件、計算方法、計算結果の妥当  
性並びにこれらに係る品質保証活動が適切であること）を審査している。申請内容の記載不  
十分に係るチェックとしては、部内審査が適切に行われていることの確認となっている。

以上のとおり、各段階（課内確認、部内審査、所内審査）において、他施設の最新の設工認申  
請書、申請時のコメント等が適切に反映されていることの確認が不十分であった。

### 3. 審査に係る改善策

2.に示した状況を鑑み、原科研における審査（確認）について、下記のとおり改善策を講じることとする。

#### 3.1 課内確認

臨界技術第1課長は、「許認可申請書等の作成・チェック要領」を改定し、設工認申請書の作成に当たり安核本部を通じて他施設の最新の設工認申請書、申請時のコメント等を入手し、適切に反映することを追加する。また、記載内容の確認項目について以下を追加する。

- ・ 設計条件及び設計仕様は、許可申請書の設計方針を基にした詳細設計の内容及び技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載されていること
- ・ 技術基準規則への適合性に関する添付書類は、詳細設計方針を踏まえて具体的にどのように適合するのか必要十分な内容が記載されていること
- ・ 他施設の最新の設工認申請書を参考に、記載が充足していること、他施設の設工認申請時のコメント等を確認し、自施設の設工認申請書にも適切に反映されていること

#### 3.2 部内審査

- (1) 臨界技術第1課長は、臨界ホット試験技術部品質保証委員会において、設工認申請するに当たり、記載内容が不十分とならないようにチェックシートを作成し、審議のポイントを明確にする。
- (2) 臨界ホット試験技術部品質保証委員会委員長は、部の審査委員に加え、最近の設工認申請を経験している部署の部外有識者に確認及び委員会の審議への参加を求める。
- (3) 臨界ホット試験技術部品質保証委員会委員長は、他施設の設工認申請時のコメント等の情報を入手し、所の安全審査委員会の審査終了から申請までの申請手続き期間内に他施設のコメント等において当該申請に反映すべき事項が無いことを確認する。

#### 3.3 所内審査

- (1) 原子力科学研究所長は、所として臨界ホット試験技術部の設工認申請書及び申請に係る審査会合資料（設工認申請書等）を確認するタスクフォース（TF）（部外の許認可申請に係る有識者で構成）を設置する。TFは、設工認申請書等の記載内容が①要求事項に対して十分であること、②他施設の最新の申請内容に照らして十分であることを確認し、その結果を所長に報告する。
- (2) 所の安全審査委員会においても、上記TFのチェック内容を確認するとともに、記載内容の適切さを主に技術的観点から確認することを徹底する。

また、上記TFは、STACY設工認の審査会合及びヒアリングに適宜参加し、原子力規制庁のコメント等が設工認申請書等に的確に反映されるよう、施設担当課に助言を行う。

以上